

第 5 章

基礎調査概要

中国専利侵害訴訟判決データ分析報告書の概要*

I. データの説明

中国における裁判文書公開の状況から、このデータ分析は、ランダムサンプリング調査の方法を用いて実施している。

中国では、1999年7月20日より個別の法院のみにおいて、18歳以上の自国民であり、有効な証明書を持参することを条件に結審した案件の検索・閲覧が許された。2000年10月、広州海事法院が初めて判決文を法院の政務ウェブサイトアップロードし、その後2001年、2003年に、北京市と上海市の法院でも判決文のウェブサイトにおける公開を試みた。2005年まで、中国全国では、300か所の人民法院が中国法院ネットワークに判決文を公開し、全国レベルで統合された法院のプラットフォームでの裁判文書の公開が始められたが、当該ネットワークに参加していた法院自体が全国法院総数の十分の一しかなかった。

2013年6月28日、全国レベルで一つに統一された裁判文書公開プラットフォーム「中国裁判文書ネット」が正式に稼働され、最高人民法院からは2013年11月13日に、裁判文書を原則公開する規定を盛り込んだ最高人民法院の「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」（法釈〔2013〕26号）が下された。さらに、2016年8月29日に、最高人民法院は「人民法院のインターネットの裁判文書の公開に関する規定」（法釈〔2016〕19号）を下した。この法釈により、中国における裁判文書の公開が一層徹底された。しかしながら、2008年以前の裁判文書は前記とおり中国裁判文書ネットに公開されておらず、2008年から2015年の全国の受理件数に対する公開された件数の割合は、平均して14.6%しか満たない状況である。

これに対して、中国の情報会社であるIP HOUSE（中国名称：北京知産宝）のデータベースに収録されている裁判文書の全国の受理件数に対する平均割合は36.4%である。

この実態調査は、IP HOUSEにより収録されている中国の専利権侵害に関するデータベースを分析対象とし、中国における専利権保護の状況について分析を行ったものである。IP HOUSEのデータベースは、各人民法院で1992年以降に下された知的財産権関連訴訟の判決・裁定（20万件以上）を網羅している。本報告書では、このうち各審級において1992年以降に下された専利権侵害訴訟に関するデータを分析対象としている。

また、IP HOUSEのデータベースには、公開され収集可能であった3747件の専利行政権利付与及び権利確定に係る裁判文書（一審、二審を含めて、5546件）のデータも含まれている。本報告書では、そのデータに基づいた分析も行っている。

なお、この概要における表又は図の番号は、原分析報告書における番号を援用したものである。

* この概要版は、特許庁委託事業「平成28年度知的財産保護包括協力推進事業」により、IP HOUSEの分析報告書に基づいて、一般財団法人知的財産研究教育財団知的財産研究所が作成したものである。

Ⅱ．データの分析

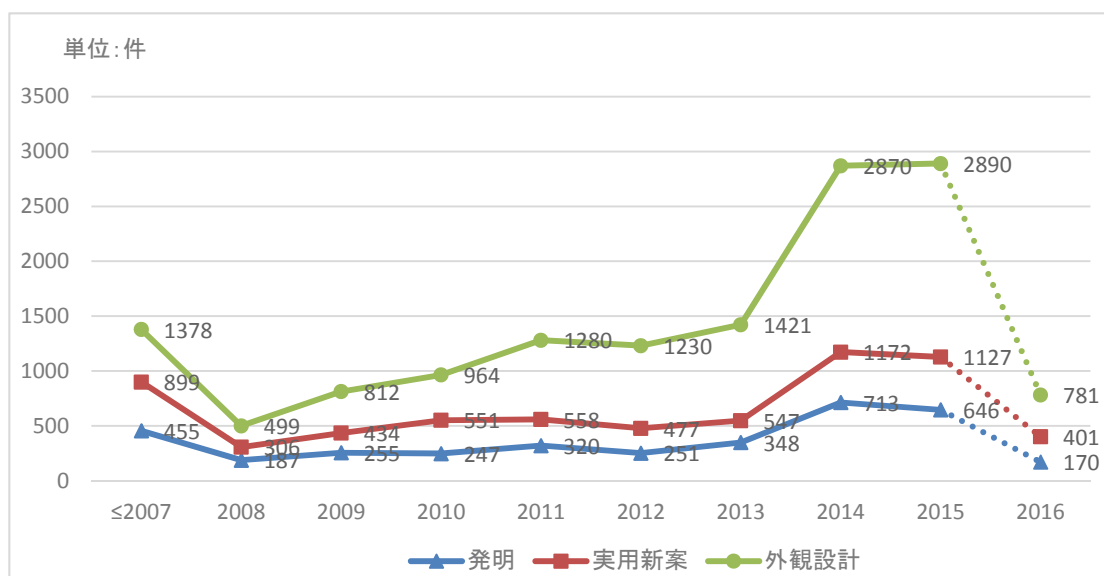
1．年度別における各種専利案件の件数

1992 年から 2016 年現在までの案件において、中国の専利法が規定する発明専利、実用新型専利及び外観設計専利それぞれに係る訴訟件数は、全般的に増えている。中でも、外観設計に係る訴訟件数が最も多く、その次が実用新型であり、発明専利に係る訴訟件数が各種専利案件において、最も少ない。

今現在、外観設計専利に係る案件は 2015 年が最も多く 2890 件であり、実用新型専利に係る案件と発明専利に係る案件は 2014 年が最も件数が多く、それぞれ 1172 件と 713 件である。

なお、本報告書における分析は、2016 年 9 月時点で公開されている案件のみを集計対象としているため、2016 年はデータ取得期間が短く 1 年分のデータが揃っていないが、参考までに数値を示している。

【図-1】



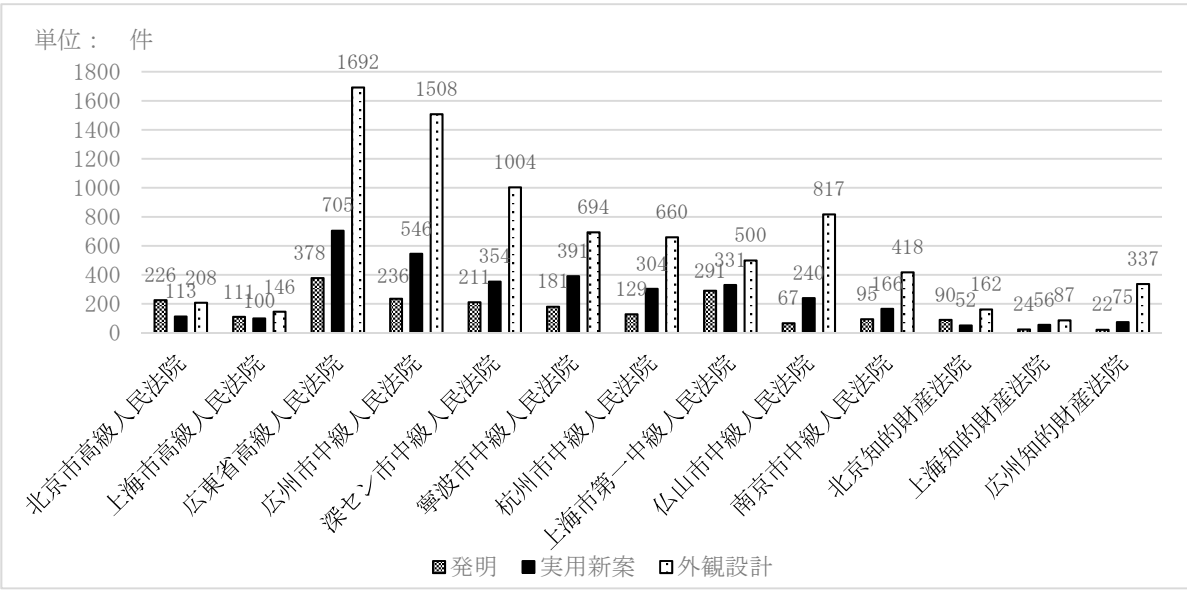
注：2016 年 9 月時点で公開されている案件のみを集計対象としているため、2016 年は 1 年分のデータが揃っていない。

2．法院別の各種専利案件の件数

中国の主要法院別に、各種専利案件の件数を見た場合、発明に係る案件は、多い順に、広東省高級人民法院 (378 件)、上海市第一中級人民法院 (291 件)、広州市中級人民法院 (236 件)、北京市高級人民法院 (226 件)、深圳市中級人民法院 (211 件) であり、実用新型専利に係る案件は、広東省高級人民法院が最も多く 705 件あり、次に、広州中級人民法院が 546 件あるが、外観設計専利は、広東省高級人民法院 (1692 件)、広州市中級人民法院 (1508 件) 及び深セン市中級人民法院 (1004 件) が千件を超えている。

広東省高級人民法院は、専利権の類型に関わりなく、全般的に訴訟件数が多い。そして、広州市中級人民法院、深セン市中級人民法院と続き、専利権侵害訴訟の多くが広東省に集中している。

【図-2】



3. 年度別における当事者の国籍別及び投資元の企業国籍別の案件件数（上位10か国を対象）

日本法人が原告当事者として関わった中国における専利権侵害に係る訴訟件数が、他の国に比べて多い傾向にある。日本法人が原告として専利権侵害訴訟に関わった訴訟件数は、中国法人を除く外国籍の当事者の中で、1992年～2007年、2008年、2011年、2012年、2015年で最も多い。その次が米国籍、ドイツ籍、英国籍、フランス籍の法人である。

【表-3.1】

単位：件

国別 年度	合計	中国	日本	米国	ドイツ	フランス	英国	イタリア	スイス	韓国	オランダ
≤2007	5577	4949	93	50	21	23	9	4	8	4	12
2008	1492	1300	19	11	9	16	3	2	5	1	3
2009	1905	1570	11	24	6	17	2	16	1	1	2
2010	2039	1806	13	42	9	4	3	2	1	0	1
2011	2267	2116	27	12	17	8	7	9	0	4	1
2012	1829	1890	18	14	12	8	6	4	8	2	1
2013	2623	2294	15	8	18	12	17	5	2	1	1
2014	5405	4731	29	17	24	8	41	6	16	3	0
2015	5085	4621	20	16	8	14	17	4	6	11	0
2016 (参考)	1392	1367	4	4	4	3	4	2	0	0	0
計	29614	26644	249	198	128	113	109	54	47	27	21

注：2016年9月時点で公開されている案件のみを集計対象としているため、2016年は1年分のデータが揃っていない。

一方、外国法人が被告として専利権侵害事件の当事者となる訴訟件数は、全般的に少ない。

【表-3. 2】

単位：件

国別 年度	中国	米国	日本	ドイツ	フィンランド	英国	イタリア	オランダ	スイス	カナダ
≤2007	5182	3	2	2	0	2	2	1	0	1
2008	1367	3	1	2	3	0	0	0	0	0
2009	1662	0	1	0	1	0	0	0	0	0
2010	1883	0	0	0	1	2	0	0	0	0
2011	2205	0	1	2	0	0	0	0	1	1
2012	1973	2	0	0	0	0	0	0	0	0
2013	2378	3	1	0	0	0	0	0	0	0
2014	4877	6	0	2	0	0	0	0	0	0
2015	4720	7	3	2	0	0	0	1	1	0
2016 (参考)	1389	2	1	0	0	0	0	0	0	0

また、中国籍の法人のうち、日系現地法人が原告として訴訟に関わる件数が比較的に少ない。なお、2014 年及び 2015 年においては、シンガポールの現地法人が最も多く、日系現地法人が関わる訴訟件数が 2014 年と 2015 年でそれぞれ 2 件と 9 件であることに対して、26 件と 47 件になっている。

【表-4. 1】

単位：件

投資元 年度	中国投資	シンガポール	英系	韓国系	日系	米系	ドイツ系	スウェーデン	フランス系	オーストラリア
≤2007	4841	4	6	10	8	4	6	0	0	0
2008	1276	0	0	0	1	3	0	0	0	0
2009	1531	0	2	10	0	4	2	0	1	1
2010	1775	0	1	2	0	0	0	0	0	0
2011	2082	0	5	2	2	9	0	0	0	1
2012	1871	0	3	0	6	2	0	0	0	0
2013	2253	4	3	1	6	0	0	2	0	0
2014	4577	26	18	11	2	4	1	3	5	1
2015	4466	47	11	15	9	1	0	3	1	2
2016(参考)	1345	0	0	6	1	0	0	0	0	2

他方、日系現地法人が被告として訴訟に関わる件数は、1992年から2007年の間は次に多い米国系法人の8件に比べて20件で、明らかに多かったが、2008年以降は、他の国の現地法人と変わらない水準にある。

【表-4.2】

単位：件

投資元 年度	中国 投資	日系	米系	ドイツ	英系	フランス	シン ガポ ール	韓国 系	スウ ェー デン	オラ ンダ
≤2007	5041	20	8	6	5	1	4	4	1	5
2008	1337	0	4	1	0	1	0	2	2	0
2009	1628	2	4	1	1	0	0	0	1	1
2010	1846	1	1	0	0	3	0	0	0	0
2011	2169	1	2	0	1	0	2	1	0	1
2012	1958	2	1	0	3	0	0	1	1	0
2013	2337	3	4	0	0	3	2	0	0	1
2014	4815	3	4	3	2	1	1	0	2	1
2015	4650	3	3	0	1	0	3	4	3	1
2016（参考）	1371	0	2	2	0	4	0	0	0	0

4. 法院別における原告当事者の国籍別の訴訟件数

日本籍の法人が原告として提起している専利権侵害に係る訴訟は、法院の地域別に見た場合、上海市第一中級人民法院が一番多く、その次に北京市高級人民法院、広州市中級人民法院の順になっている。

【表-6. 1. 1】

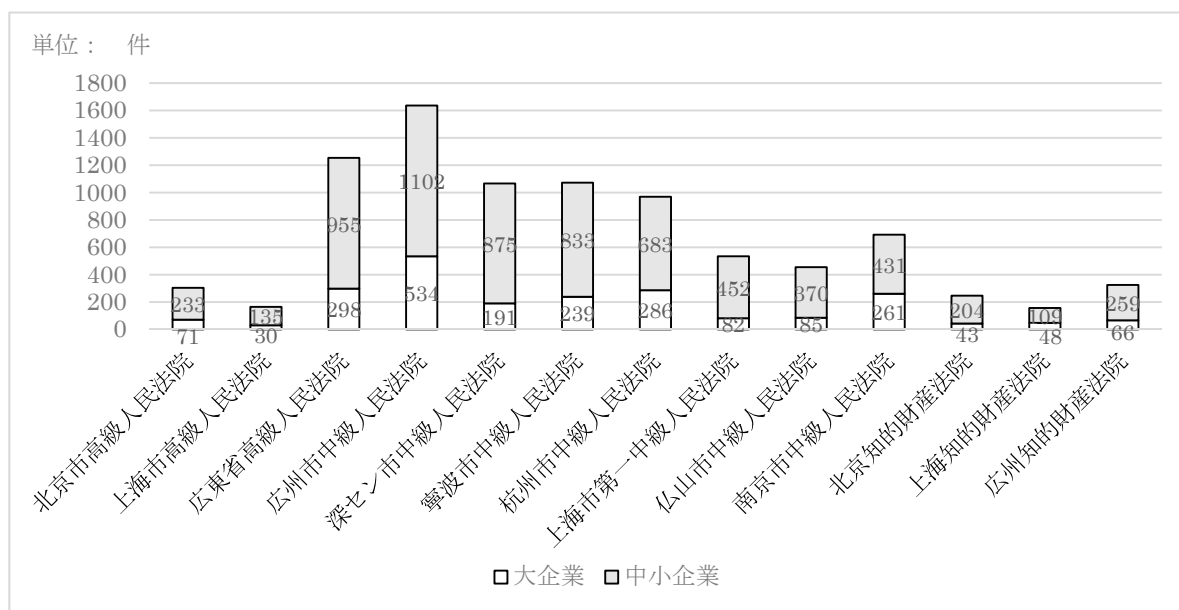
単位：件

国別 法院	中国	日本	米国	ドイツ	フランス	英国	イタリア	スイス	韓国	オランダ
北京市高級人民法院	453	40	16	17	4	12	1	3	2	3
上海市高級人民法院	314	27	9	10	2	1	3	2	0	2
広東省高級人民法院	2723	25	12	6	16	8	4	11	2	0
広州市中級人民法院	2431	32	9	3	12	16	9	16	3	0
深セン市中級人民法院	1615	12	8	0	3	9	1	4	1	0
寧波市中級人民法院	1382	2	7	22	28	15	0	0	3	0
杭州市中級人民法院	1277	5	3	5	4	0	1	1	0	8
上海市第一中級人民法院	1121	47	20	18	7	5	3	9	2	1
仏山中級人民法院	1150	0	3	1	3	12	0	0	0	0
南京市中級人民法院	967	3	3	1	5	1	0	1	0	2
北京知的財産法院	280	2	4	1	1	0	1	1	0	0
上海知的財産法院	164	1	1	0	0	0	0	0	0	0
広州知的財産法院	435	0	0	1	0	0	0	0	0	0

5. 係争当事者の企業規模別の訴訟件数

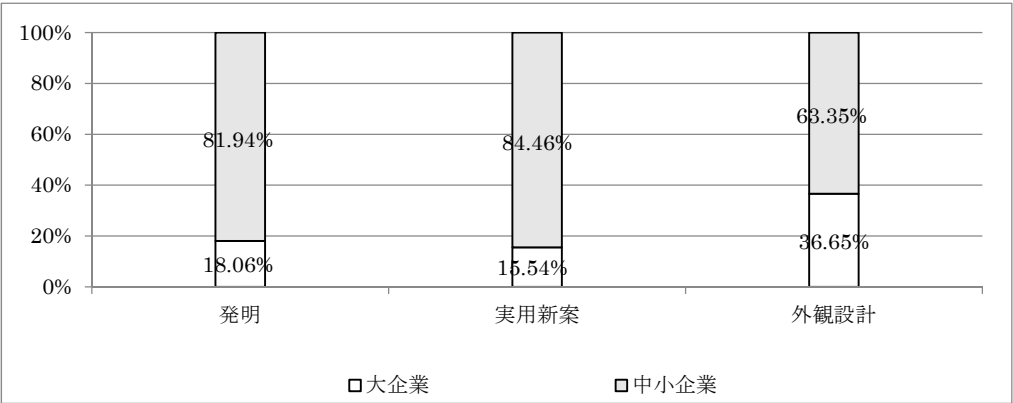
係争当事者の企業規模別でみると、専利権侵害訴訟全体のうち約 75%の訴訟は、大企業が関与しない訴訟となっている。法院別では、この割合に若干のばらつきはあるものの、法院ごとの特定の傾向は特段見いだせない。

【図-8】



また、専利種類別にみると、発明及び実用新案では、中小企業による訴訟の割合が全体の8割以上を占めており、実用新案では84%に達している。外観設計では、その割合は若干少なくなるが、それでも全体の63%は中小企業による訴訟となっている。なお、発明専利の件数が2281件であり、実用新型専利の件数が4143件であり、外観設計専利の件数が9506件である。

【図-11】



6. 当事者国籍別の係争専利種類別の案件

発明専利権侵害案件においては、原告ベースでみた場合、中国籍の法人を除けば、日本が最も多く、他の国の法人が百件に満たない中で、134件となっている。実用新型専利は、英国籍法人が最も多く、9件あるが、外観設計専利は、日米共に94件で最も多い。

【表-9.1】

単位：件

国別 専利種類	中国	日本	米国	ドイツ	フランス	英国	イタリア	スイス	韓国	オランダ
発明	3084	134	72	81	46	48	14	31	14	8
実用新案	6440	4	4	4	7	9	0	1	0	0
外観設計	13709	94	94	35	47	47	29	7	12	3

他方、被告ベースでみた場合、専利権侵害案件において、外国の法人が被告になっている案件数自体が全体的に少なく、最も多い米国であっても発明専利、実用新型専利及び外観設計専利で、それぞれ11件、9件と2件に過ぎない。

【表-9.2】

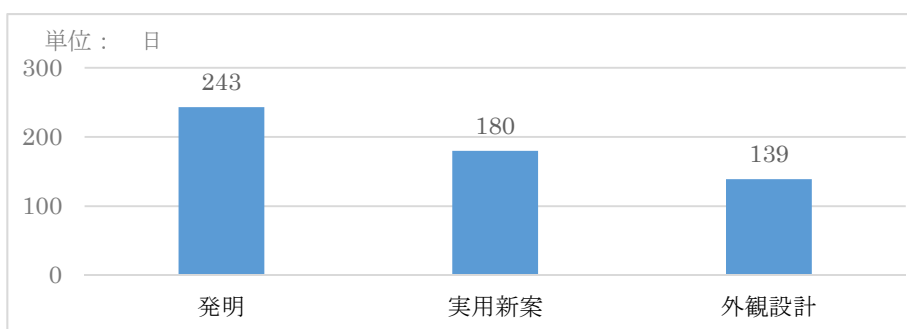
単位：件

国別 専利種類	中国	米国	ドイツ	英国	日本	カナダ	フィンランド	イタリア	スイス	オランダ
発明	3561	11	7	4	3	2	1	1	1	1
実用新案	6457	9	1	0	1	0	1	1	1	0
外観設計	14120	2	0	0	2	0	0	0	0	0

7. 平均審理期間

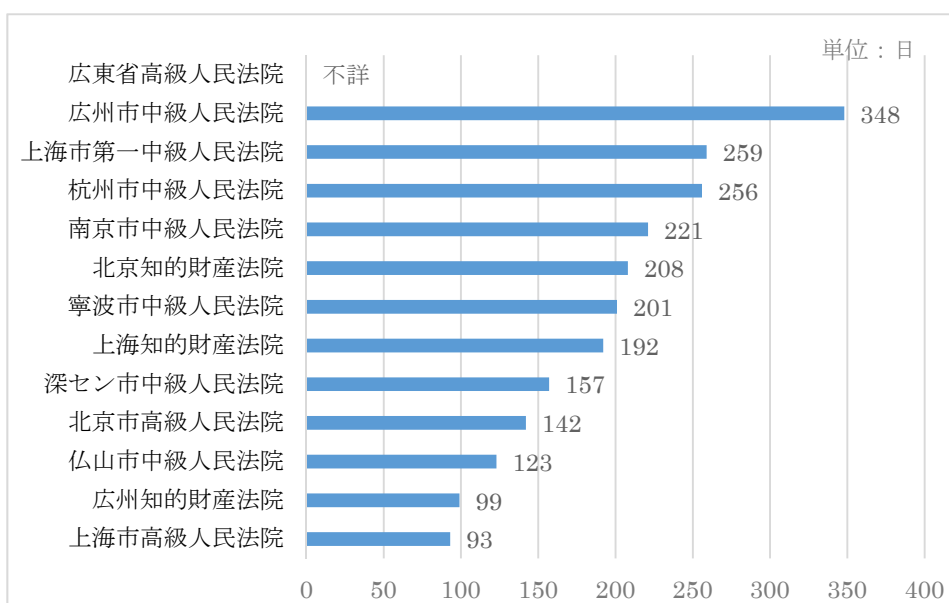
発明専利、実用新型専利、外観設計専利に係る侵害案件の平均審理期間は、発明専利が 243 日で最も長く、実用新型専利が 180 日で、外観設計専利が 139 日で最も短い。

【図-17】



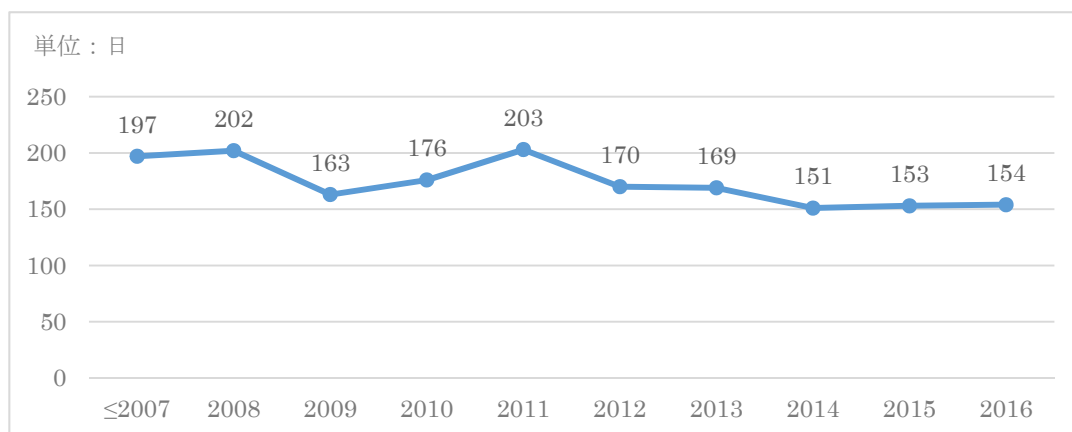
法院別に平均審理期間を見た場合、広州市中級人民法院が最も長く 348 日となっている。上海市高級人民法院（93 日）、広州知的財産法院（99 日）は、比較的短い審理期間となっている。

【図-20】



平均審理期間の年度推移をみると、近年では150日程度で横ばい傾向にあり、訴訟件数が増加傾向にあるにもかかわらず、平均審理期間の長期化は特段生じていない。

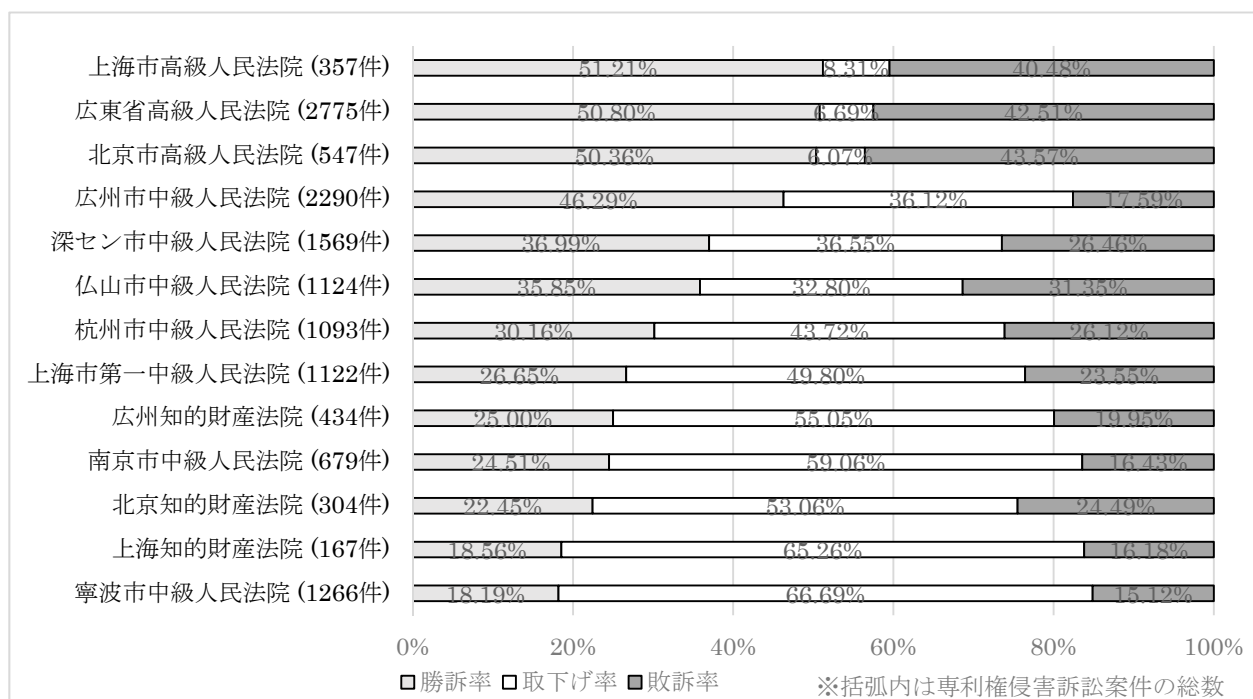
【図-22】



8. 勝訴率及び取下げ率

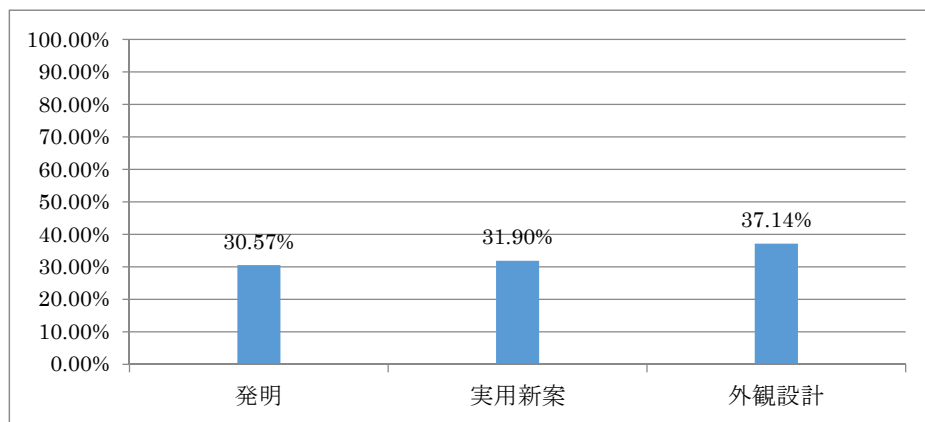
下記の表は、中国各法院が審理した専利権侵害訴訟案件における原告勝訴率、取下げ率、原告敗訴率の割合を示す。原告勝訴率は、上海市、広東省、北京市の各高級人民法院がいずれも高い値となっているが、原告敗訴率が低いのは、寧波市中級人民法院、上海知的財産法院、南京市中級人民法院、広州市中級人民法院等である。審級別には、高級人民法院で勝訴率が高く、知的財産法院で勝訴率が比較的低いという傾向がある。他方で、高級法院では敗訴率も高く、知的財産法院では取下げ率が高い。

【図-30】及び【図-48】

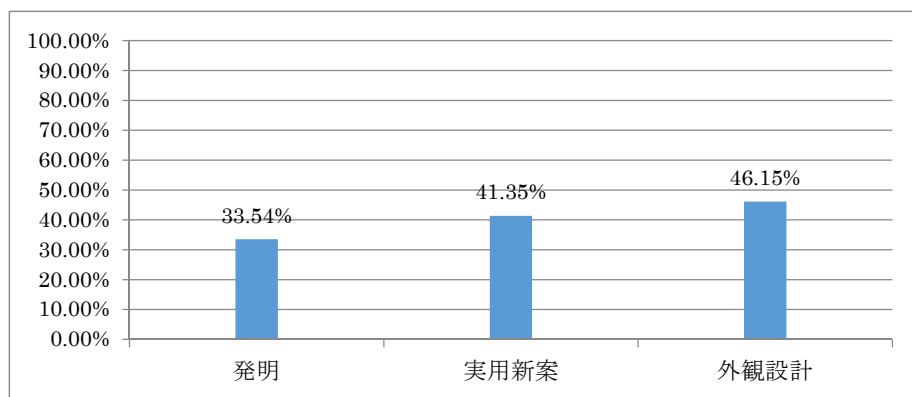


なお、専利権類型別の勝訴率及び取下げ率を以下に示す。

【図-27】勝訴率

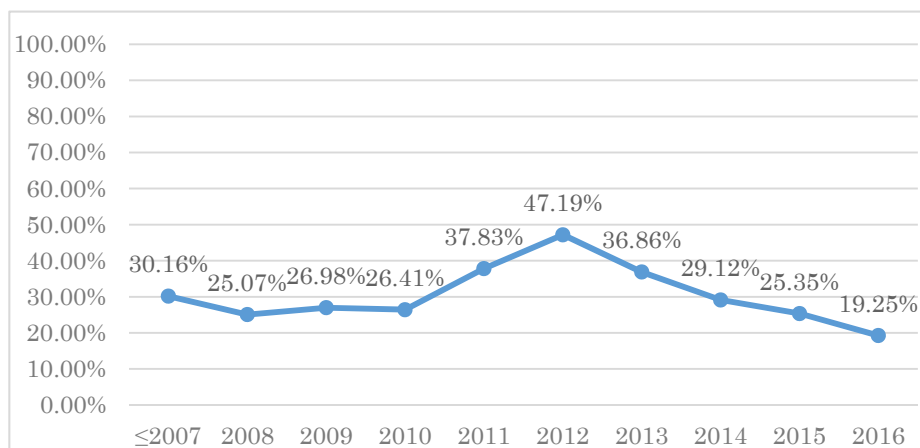


【図-45】取下げ率

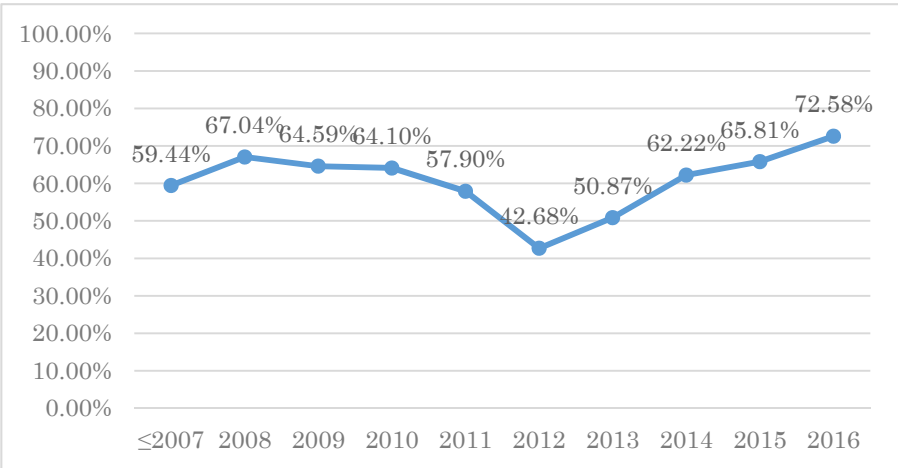


下記のグラフは、専利権侵害訴訟案件における原告勝訴率及び取下げ率の年度推移を示す。2012 年度に勝訴率はピーク、取下げ率は底を迎え、以後、勝訴率は減少傾向、取下げ率は増加傾向にある。

【図-31】勝訴率



【図-49】 取下げ率



9. 専利権侵害訴訟における損害賠償の算定方法別の割合

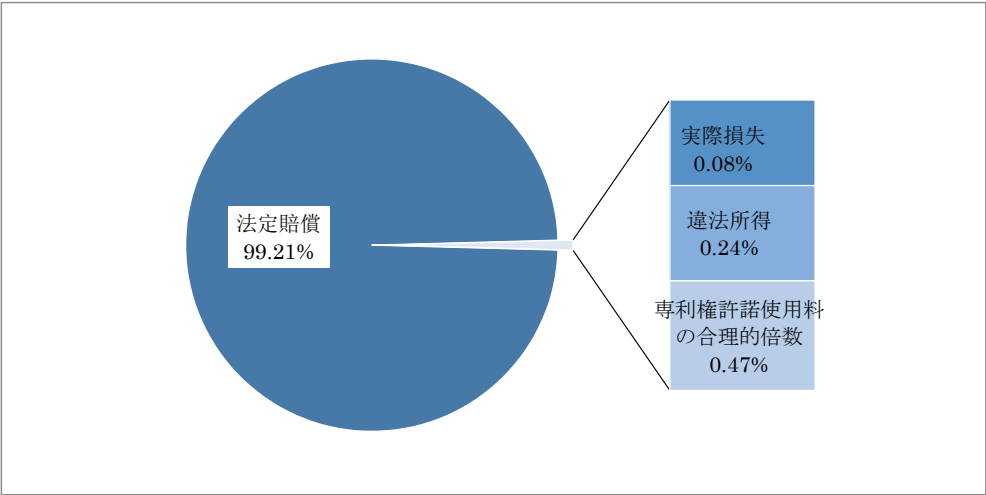
中国の専利法の規定（中国専利法 65 条）によれば、専利権侵害訴訟において、その損害賠償額を算定する際に、専利権者の実際の損失に基づいた賠償（この報告書では、「実際損失」という。）、権利侵害者の専利権侵害による不正な利益に基づいた賠償（この報告書では、「違法所得」という。）、専利権の許諾使用料の合理的な倍数に基づいた賠償（この報告書では、「専利権許諾使用料の合理的倍数」という。）及び法定賠償により判断するという 4 種類の算定方法がある。

この報告書によれば、中国における専利権侵害訴訟において、99.21%が法定賠償により判断され、その他の三種類の算定方法の適用はごくわずかである。

【表-32】

単位：件

損害賠償の算定方法	件数
法定賠償	7744
実際損失	6
違法所得	19
専利権許諾使用料の合理的倍数	37



当事者の国籍別に見た場合、実際の損失額、違法所得額、専利権許諾使用料の合理的な倍数により算定した訴訟案件は、全て中国籍の当事者が関わる案件であり、外国籍の当事者が関わる案件は、全て法定賠償により損害賠償額を算定している。

【表-33】

単位：件

国別	法定賠償	実際損失	違法所得	専利権許諾使用料の合理的倍数
中国	6701	6	19	36
日本	133	0	0	0
米国	75	0	0	0
英国	57	0	0	0
ドイツ	45	0	0	0
フランス	29	0	0	0
スイス	21	0	0	0
スウェーデン	13	0	0	0
スウェーデン	11	0	0	0
韓国	5	0	0	0

また、中国籍の法人のうち、外国資金が入っている現地法人が当事者となっている案件は、全て法定賠償により損害賠償額が算定されている。

【表-34】

単位：件

投資元	法定賠償	実際損失	違法所得	専利権許諾使用料の合理的倍数
中国投資	6992	4	13	28
日系	8	0	0	0
米系	13	0	0	0
英系	17	0	0	0
ドイツ系	1	0	0	0
フランス系	6	0	0	0
スイス	3	0	0	0
イタリア	1	0	0	0
スウェーデン	4	0	0	0
オランダ	1	0	0	0

専利権の類型別に見た場合、外観設計に係る案件において法定賠償による損害賠償額の算定が 4553 件と最も多く、専利権許諾使用料の合理的な倍数による算定方法を用いたのは実用新型専利が 26 件と最も多い。

【表-37】

単位：件

専利種類	法定賠償	実際損失	違法所得	専利権許諾使用料の合理的倍数
発明	873	3	7	4
実用新案	1701	3	8	26
外観設計	4553	0	4	7

10. 差し止め

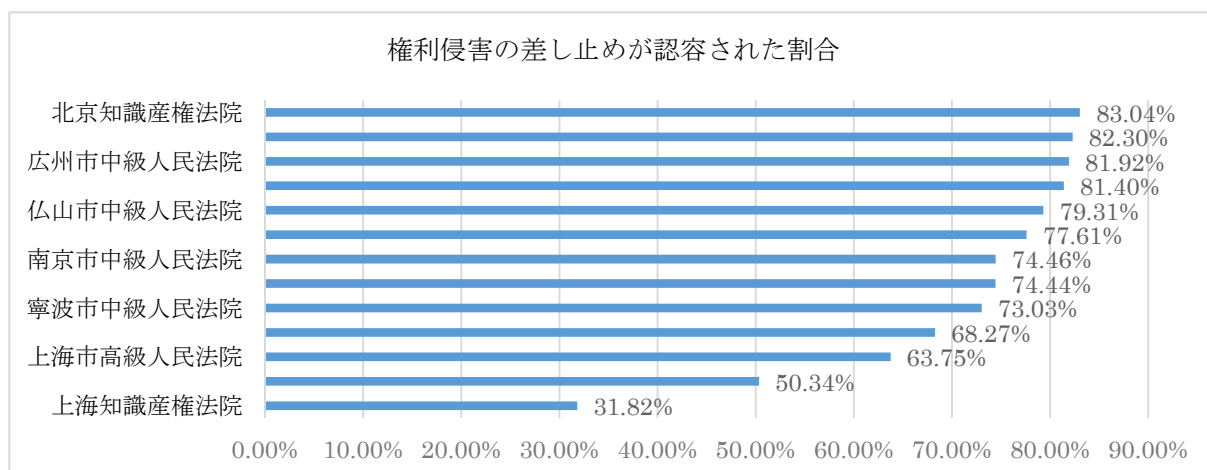
下記の表は、中国の各法院が結審した専利侵害訴訟案件 27701 件における、差し止めの認容率を示す。北京知識産権法院が 83.04%、深セン市中級人民法院が 82.30%、広州市中級人民法院が 81.92%であり、比較的高い値となっている。

【表-58】

サンプル数：件

法院	権利侵害の差し止めが認容された割合	サンプル数
広東省高級人民法院	77.61%	2135
広州市中級人民法院	81.92%	1482
深セン市中級人民法院	82.30%	868
仏山市中級人民法院	79.31%	695
杭州市中級人民法院	74.44%	673
上海市第一中級人民法院	50.34%	586
北京市高級人民法院	68.27%	457
寧波市中級人民法院	73.03%	455
南京市中級人民法院	74.46%	372
上海市高級人民法院	63.75%	309
广州知識産権法院	81.40%	129
北京知識産権法院	83.04%	112
上海知識産権法院	31.82%	44

【図-58】



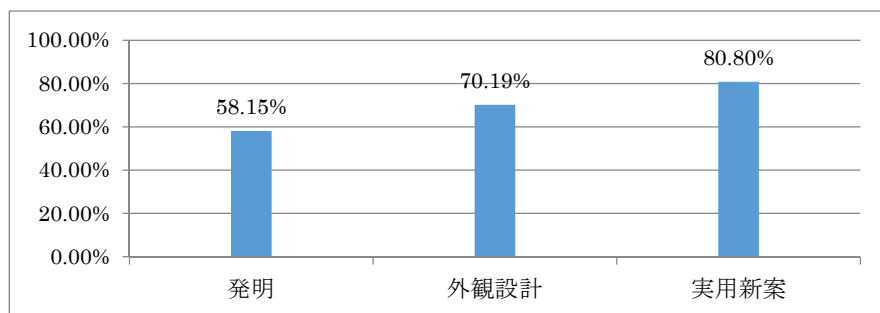
なお、専利権類型別の差し止め認容率においては、実用新案が 80.80%と最も高く、続いて、外観設計が 70.19%となっている。

【表-55】

単位：件

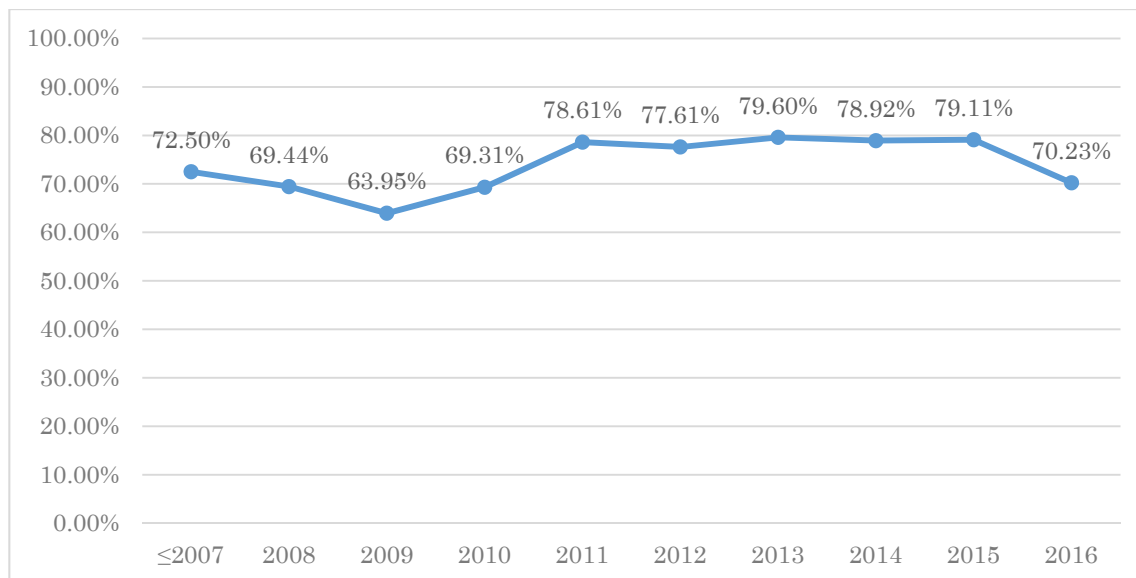
専利種類	権利侵害の差し止めが認容された割合	サンプル数
発明	58.15%	1808
外観設計	70.19%	3128
実用新案	80.80%	6778

【図-55】



下記のグラフは、専利権侵害訴訟案件における差し止め認容率の年度推移を示す。近年は 70%台で推移している。

【図-59】



11. 平均賠償額

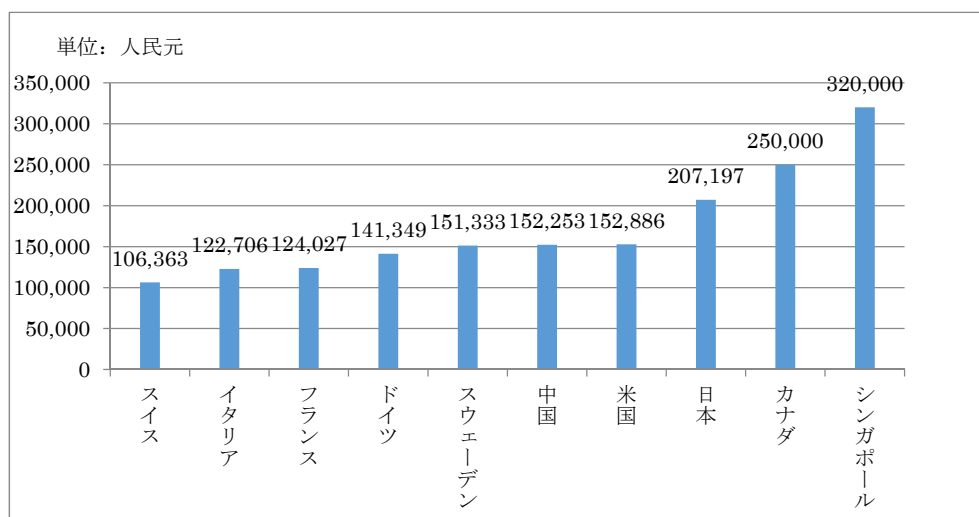
原告ベースで、当事者の国籍別に見た場合、平均賠償額が最も高いのがシンガポールで 320,000 元になっており、その次がカナダで 250,000 元であり、日本は三番目で 207,197 元になっている。

【表-60. 1】

サンプル数：件 その他：人民元

国籍	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
中国	7361	152,253	3.5	40,000	334,869,872
日本	133	207,197	10,000	100,000	4,840,000
米国	66	152,886	1,500	80,000	1,200,000
ドイツ	56	141,349	8,986	59,154	859,785
フランス	36	124,027	15,000	50,000	530,000
スイス	22	106,363	15,000	80,000	400,000
イタリア	14	122,706	20,000	127,692	220,000
スウェーデン	12	151,333	15,000	100,000	700,000
カナダ	1	250,000	250,000	250,000	250,000
シンガポール	1	320,000	320,000	320,000	320,000

【図-60. 1】



一方、被告ベースで見た場合、日本籍の当事者の平均賠償額が最も高く、33,306,200 元となっており、二番目に多い英国の 741,648 元と大きな差を広げている。なお、件数が極めて少ない。

【表-60.2】

サンプル数：件 その他：人民元

国籍	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
中国	7732	157,764	3.5	40,000	334,869,872
日本	2	33,306,200	16,000,000	33,306,200	50,612,400
ドイツ	2	500,000	500,000	500,000	500,000
英国	1	741,648	741,648	741,648	741,648
米国	0	不詳	不詳	不詳	不詳
フィンランド	0	不詳	不詳	不詳	不詳
イタリア	0	不詳	不詳	不詳	不詳
オランダ	0	不詳	不詳	不詳	不詳
スイス	0	不詳	不詳	不詳	不詳
カナダ	0	不詳	不詳	不詳	不詳

専利権類型別に見た平均賠償額は、発明専利が最も高く 418,864 元になっており、実用新型専利が 319,370 元であり、外観設計専利が 53,111 元となっている。

【表-64】

サンプル数：件 その他：人民元

専利種類	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
発明	972	418,864	200	111,750	50,612,400
実用新案	1827	319,370	3.5	50,000	334,869,872
外観設計	4913	53,111	32.5	30,000	16,000,000

下記の表は、中国各法院が異なる年度に結審した専利権侵害訴訟案件における平均賠償額を示す。北京市高級人民法院及び上海市高級人民法院は、比較的高い値となっている。

【表-69】

サンプル数：件 その他：万人民元

年度 法院別	サン プル 数	≤2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016 (参 考)
北京市高級 人民法院	266	20.1	16.5	16.2	15.2	16.9	9.6	39.9	40.0	63.9	21.1
上海市高級 人民法院	174	11.6	15.9	8.5	14.8	6.5	12.4	99.9	9.7	16.0	21.3
広東省高級 人民法院	1284	8.8	6.3	6.3	4.8	6.9	6.6	5.3	6.5	6.5	
広州市中級 人民法院	1120	7.7	12.9	15.3	4.9	3.5	4.0	2.6	3.7	4.6	
深セン市中 級人民法院	563	11.3			7.9	6.1	4.4	5.1	6.3	5.4	6.5
寧波市中級 人民法院	243	12.1	16.9	17.9	4.8	7.6	3.3	7.9	10.0	19.0	8.1
杭州市中級 人民法院	359	11.8	4.6	5.5	3.3	5.1	3.5	5.2	5.6	6.7	6.1
上海市第一 中級人民法 院	301	6.7	10.7	5.2	6.9	10.7	5.8	4.5	4.6	14.5	3.5
仏山市中級 人民法院	411	9.8			7.2		7.0	5.5	7.3	5.3	
南京市中級 人民法院	234	9.8		13.4	6.0	18.3	13.3	7.0	6.0	12.7	4.2
北京知的財 産法院	61									38.7	3.5
上海知的財 産法院	28									3.3	9.5
広州知的財 産法院	103									2.0	1.5
平均賠償額	7806	44.9	47.8	32.7	10.1	11.5	5.5	5.8	6.1	9.7	4.8
色区間説明： [0, 10] [10, 20] [20, 50]											

年度別に見た法院における賠償額の傾向を見た場合、1992年度から2008年度において、平均賠償額が40万円を超えていたことに対して、2009年度から2010年度にかけて10万円程度まで急減し、2012年度以降は、10万円を下回る水準で推移している。

【表-68】

サンプル数：件 その他人民元

年度	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
≤2007	1461	448, 979	3. 5	50, 000	334, 869, 872
2008	319	477, 565	800	59, 055	3, 500, 000
2009	433	326, 812	275	50, 000	50, 612, 400
2010	459	100, 820	550	50, 000	20, 000, 000
2011	792	114, 726	1, 000	40, 000	3, 620, 000
2012	816	55, 244	1245	30, 000	2, 000, 000
2013	834	57, 863	32. 5	30, 000	24, 774, 350
2014	1341	61, 430	8	30, 000	2, 054, 020
2015	1106	97, 362	200	31, 000	16, 000, 000
2016（参考値）	245	48, 208	2000	30, 000	1, 000, 000

専利権の種類別に見た場合、2007 年度までは実用新型専利が最も高く、93.6 万元であったが、2008 年度以降は、発明専利の各年度の平均賠償額が最も高く、次に実用新型専利であり、外観設計専利が最も低い構図を保ってきている。なお、発明専利について、2009 年度は 208.2 万元に達し、ピークを形成している。

【表-70. 1】 発明専利

サンプル数：件 その他：人民元

年度	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
≤2007	199	317, 966	2, 000	100, 000	10, 000, 000
2008	69	217, 039	10, 000	122, 000	3, 500, 000
2009	71	2, 082, 399	275	100, 000	50, 612, 400
2010	56	659, 343	30, 530	100, 000	20, 000, 000
2011	72	274, 950	8, 383	135, 000	3, 000, 000
2012	85	200, 847	10, 000	80, 000	2, 000, 000
2013	101	466, 977	10, 000	165, 000	24, 774, 350
2014	157	222, 460	6, 000	100, 000	2, 054, 020
2015	140	363, 565	200	150, 000	5, 000, 000
2016（参考値）	22	234, 227	35, 000	150, 000	800, 000

【表-70.2】 実用新型専利

サンプル数：件 その他：人民元

年度	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
≤2007	432	936,030	3.5	60,000	334,869,872
2008	83	114,728	3,000	64250	500,000
2009	107	440,193	4,600	80,000	30,000,000
2010	141	95,215	550	60,000	500,000
2011	186	99,303	8,310	50,000	3,620,000
2012	145	95,580	5,000	50,000	761,600
2013	156	126,131	567.5	60,000	1,720,000
2014	324	83,649	8	43,350	610,000
2015	191	141,260	200	50,000	3,065,000
2016（参考値）	62	81,244	2,500	40,000	1,000,000

【表-70.3】 外観設計専利

サンプル数：件 その他：人民元

年度	サンプル数	平均値	最小値	中央値	最大値
≤2007	738	81,022	1,000	50,000	4,050,000
2008	164	69,284	800	40,000	500,000
2009	237	62,069	1,000	40,000	1,720,000
2010	262	52,748	1,102.5	40,000	500,000
2011	551	40,254	1,000	30,000	500,000
2012	580	32,671	1245	20,000	300,000
2013	578	35,925	32.5	15,500	1,000,000
2014	867	43,211	1,000	21,360	1,350,000
2015	774	72,002	940	25,000	16,000,000
2016（参考値）	162	41,568	2,000	20,000	320,000

12. 賠償額上位10件の損害賠償額及び計算方法

発明専利の場合、今現在最も高い賠償額が算定されている案件（案件番号：（2008）民三終字第8号）は、日本富士化水工業株式会社と華陽電業有限公司が被告となっている案件であり、最高人民法院より確定された賠償額が50,612,400元となっている。なお、本件の原告は、武漢晶源環境工程有限公司である。本件は、発明専利の実施を停止することによる環境汚染への懸念から差止請求は認めず、権利侵害の発明専利を継続して実施する分の賠償額も加算されていたため、最終的な損害賠償額が高くなっているとされている。

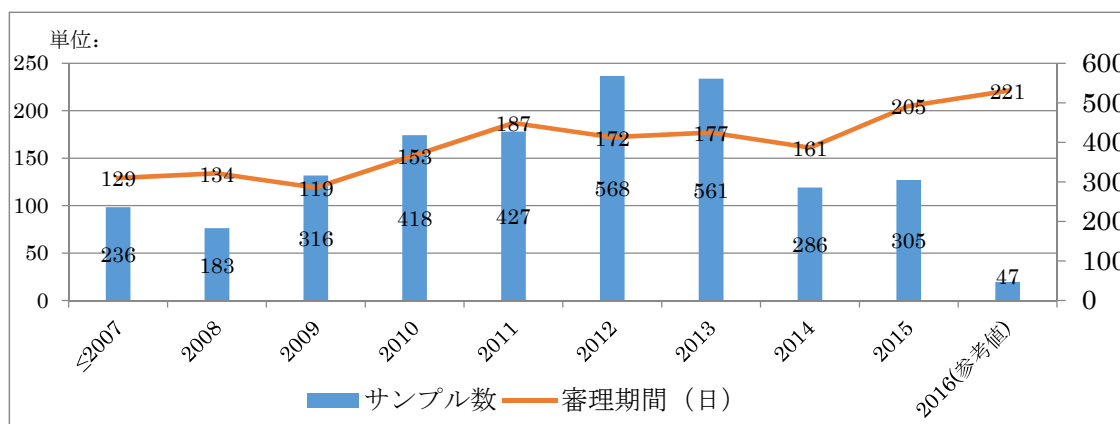
実用新型専利の侵害訴訟においては、浙江省温州市中级人民法院により下された（案件番号：（2006）温民三初字第135号）334,869,872元が最も高かったが、その後当事者間で、157,500,000元で和解が成立したと報じられた。その次に多い案件（案件番号：（2000）筑経（行）初字第83号）は、個人が原告となっている案件であるが、個人を相手に提起した訴訟で、4,050,000元が確定された。また、実用新型専利に関する最も賠償額が高い上位10件のうち、4件の原告が個人となっており注目に値する。

外観設計専利の場合、賠償額が最も高かった案件（案件番号：（2014）民三終字第7号）の被告が本田技研工業株式会社となっており、最高人民法院により確定された賠償額は、16,000,000 元になっている。2 位から 4 位までは、続けて日本企業が原告となっているが、賠償額が二番目に高い案件の原告が松下電器産業株式会社であり、三位と四位の原告が本田技研工業株式会社である。なお、賠償額は、二番目から順に、3,200,000 元、1,720,000 元と 1,720,000 元になっている。

1 3. 年度別専利権に係る行政案件の審理日数

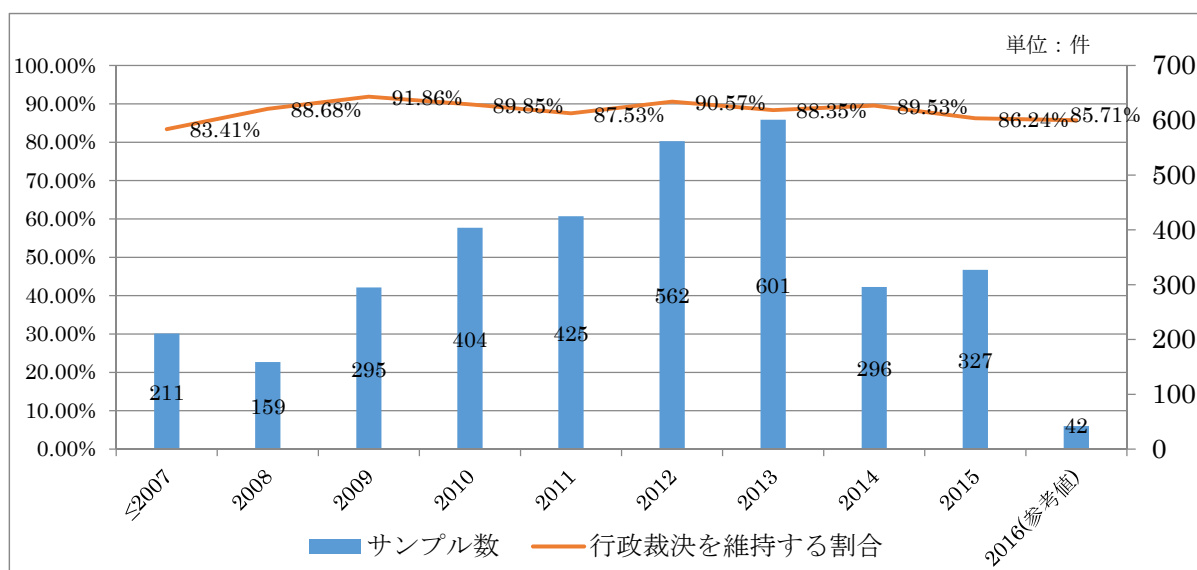
専利権に係る行政案件に関しては、2007 年以前の 129 日から緩やかに日数が増え、2016 年現在の平均審理日数は、221 日になっている。

【別添図】



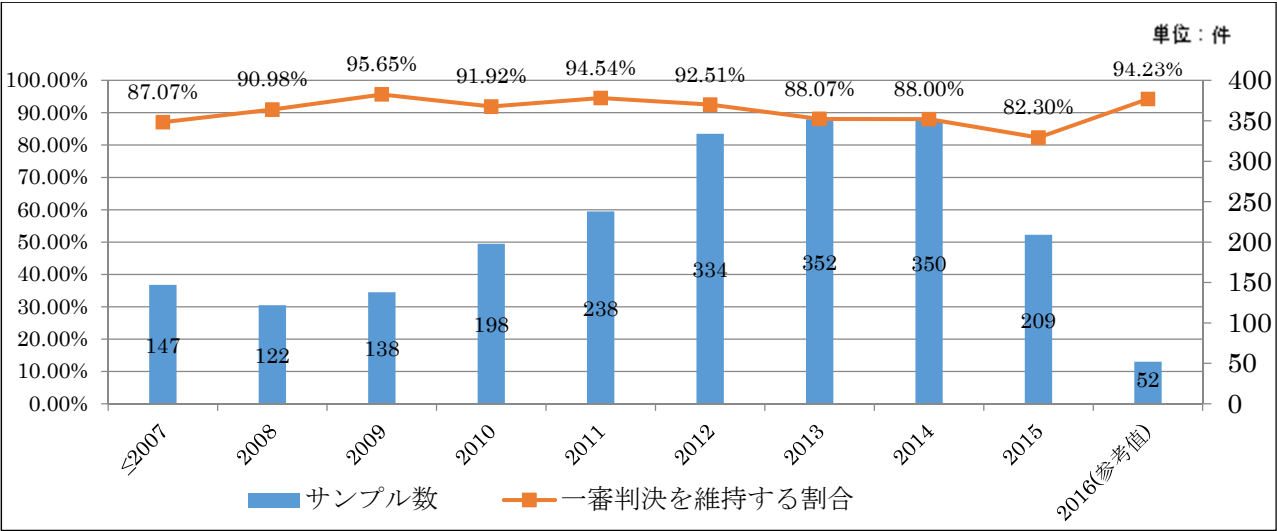
また、国家知識産権局復審委員会の判断について、法院における支持率は、2007 年以前の 83.41%からほぼ横ばいで、2016 年現在 85.71%になっている。

【図-101】



さらに、法院の二審における一審の支持率が最低の 82.30%（2015 年）から最高の 95.65%（2009 年）の間で上下している。

【図-102】



1 4. 専利権侵害案件における損害賠償額算定方法別の平均賠償額

中国の専利権侵害案件において、四種類の損害賠償額の算定方法のうち、最も平均賠償額が高い方法が実際の損失による算定方法で 67,585,196 元となっており、二番目に高いのが違法所得による算定方法で 2,526,486 元であり、三番目に高いのが専利権許諾使用料の合理的な倍数による算定方法で 145,102 元であり、最も低いのが法定賠償による損害賠償額の算定であり 97,753 である。

【表-107】

サンプル数：件 その他：人民元

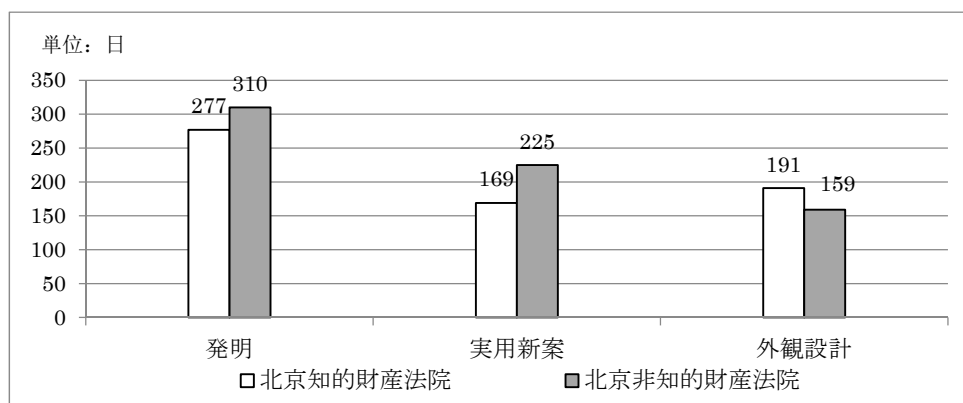
損害賠償の算定方法	サンプル数	平均賠償額	最小値	中央値	最大値
法定賠償	7744	97,753	3.5	40,000	50,612,400
実際損失	6	67,585,196	29,516	485,958	334,869,872
違法所得	19	2,526,486	1,340	500,000	29,814,198
専利権使用料の合理的倍数	37	145,102	2,780	60,000	760,000

Ⅲ. 知的財産専門法院の設立による専利侵害訴訟への影響

1. 専利種類別、法院類型別の平均審理期間

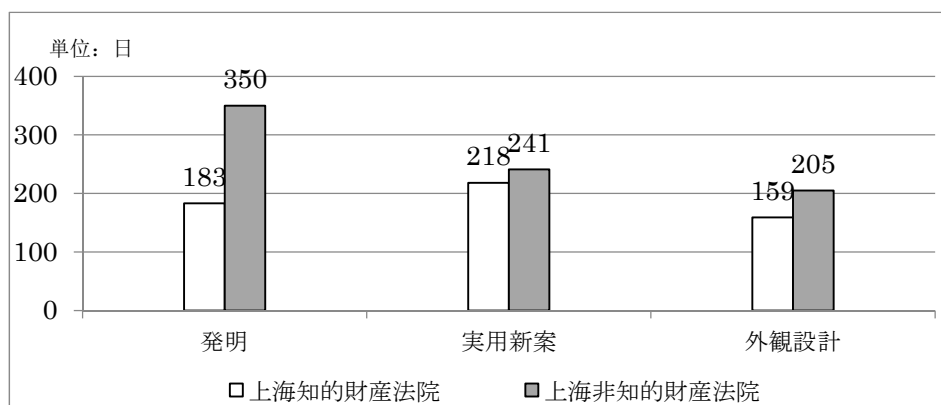
専利権の種類別に見た場合、北京知的財産法院における発明と実用新型専利の平均審理日数は、それぞれ非知的財産法院の平均審理日数の 310 日と 225 日に比べて 277 日と 169 日と短いことが分かる。外觀設計専利は、非知的財産法院の平均審理期間が 159 日であるのに対し、北京知的財産法院では 191 日と長い。

【図-116】



一方、上海と広州の知識産権法院における分析結果は以下のとおりであり、各知的財産法院の平均審理期間がより短いことが確認できる。

【図-179】



【表-242】

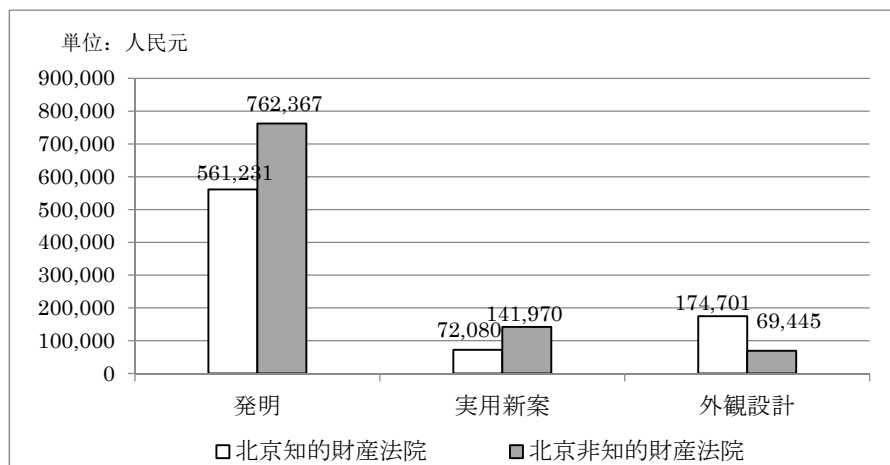
単位：日

専利種類	広州知的財産法院	広東非知的財産法院
発明	不詳	238
実用新案	不詳	215
外観設計	99	162

2. 専利種類別及び法院種類別の平均賠償額

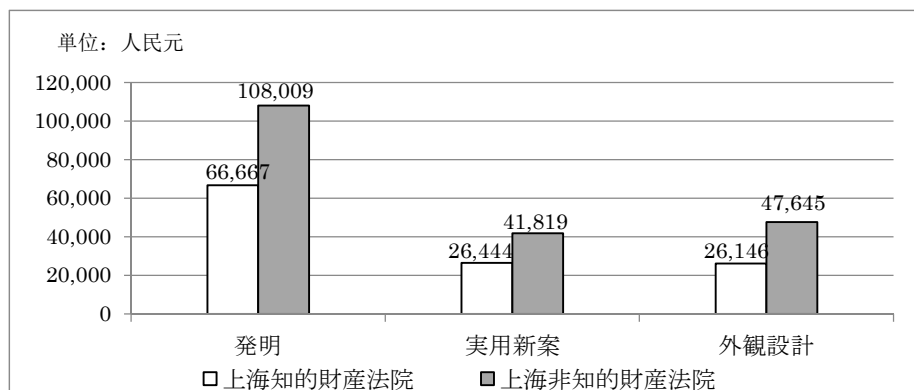
下記の表は、北京知的財産法院と北京非知的財産法院が審決した専利案件における、各種類の専利（発明、実用新案、外観設計）案件別の平均賠償額を分析している。北京知的財産法院における、発明及び実用新案の平均賠償額は、非知的財産法院に比べると低いが、外観設計では非知的財産法院よりも高い値となっている。

【図-161】

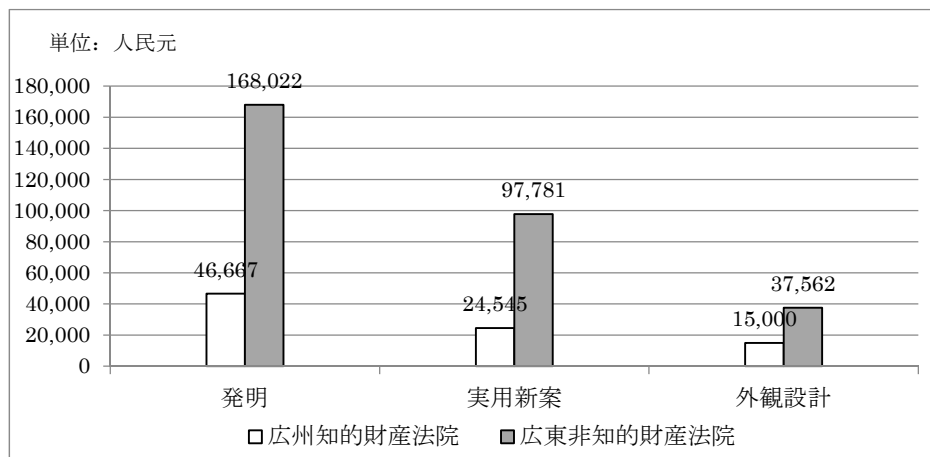


一方、上海と広州の知識産権法院における分析結果は以下のとおりであり、各知的財産法院における平均賠償額は、非知的財産法院に比べて低い値となっている、

【図-224】



【図-287】



以上